

第72回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成26年10月24日(金)

沖縄総合事務局

# 第72回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成26年10月24日（金）14時00分  
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出席者 :	公益委員	宮里委員、儀部委員
	労働者委員	姫路委員、大崎委員、辻委員
	使用者委員	宮城委員、大城委員
	沖縄総合事務局	宇崎船舶船員課長 玉城海事振興調整官 竹之内課長補佐、池原（労政担当）

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第71回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### (配付資料)

1. 第71回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成26年9月分）
3. 地方交通審議会規則
4. 沖縄地方交通審議会規則・運営規則
5. 船員部会運営規則
6. 沖縄地方交通審議会船員部会委員等名簿
7. 沖縄地方交通審議会船員部会構成員名簿
8. 各最低賃金専門部会委員等名簿

## **事務局（池原）**

定刻でございますので、会議を始めさせていただきます。

先程交付いたしました沖縄地方交通審議会委員並びに臨時委員の辞令は、10月8日付けの任命となっておりますのでよろしくお願ひします。

これを踏まえ、沖縄地方交通審議会会长より船員部会の委員及び臨時委員として、別紙1の名簿のとおり指名されております。なお、船員部会の構成は別紙2のとおりとなりますので、ご確認ください。

次に委員の出席状況を報告いたします。本日は、公益委員2名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

## **事務局（宇崎船舶船員課長）**

本日は、委員並びに臨時委員の任命後の最初の船員部会となりますので、議事に先立ち部会長の選出を行う必要があります。部会長の選出については、私の方で進行させていただきます。

部会長は、船員部会運営規則第3条第1項により、部会に属する公益委員のうちから互選により選出することになっております。ご推薦等がございましたら、よろしくお願ひします。

## **儀部委員（公）**

宮里委員を推薦します。

## **事務局（宇崎船舶船員課長）**

儀部委員から宮里委員のご推薦がございますが、いかがでしょうか。

## **各委員**

（「異議無し」）

## **事務局（宇崎船舶船員課長）**

出席委員全員の賛同が得られましたので、宮里委員が本部会の部会長に選出されました。この後の議事進行は、宮里部会長に引き継ぎたいと思いますのでよろしくお願ひします。

## **宮里部会長**

部会長に選出いただきありがとうございます。

引き続き部会運営が適切に行われるよう努めてまいりますので、これまで同様、皆さんのご協力をお願いいたします。

船員部会運営規則第3条第2項の規定に基づき、部会長代理を指名することになります。儀部委員に部会長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## **儀部委員（公）**

承知しました。

## **宮里部会長**

それでは、配付資料の確認を事務局からお願ひします。

## **事務局(池原)**

(配付資料の確認)

## **宮里部会長**

最低賃金法第37条第2項並びに船員部会運営規則第11条第1項の規定により、本船員部会に、沖縄海上旅客運送業並びに沖縄内航鋼船運航業に関する最低賃金専門部会をそれぞれ設置したいと思います。

専門部会の委員・臨時委員の指名につきましては、船員部会運営規則第11条第5項に基づき、船員部会長が指名することになっていますので、各専門部会の委員・臨時委員として、沖縄海上旅客運送業について別紙3のとおり、沖縄内航鋼船運航業については別紙4のとおり、それぞれ指名したいと思います。

沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会における公益代表委員としまして、私宮里と春田委員、関係船員を代表する臨時委員としまして、大崎委員と辻委員。関係使用者を代表する委員としまして、桃原委員と大城委員を指名しております。

次に沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会における公益代表委員は、同じく私宮里と春田委員、関係船員を代表する臨時委員としまして、大崎委員と辻委員、関係使用者を代表する臨時委員としまして、稻嶺委員と下條委員となっています。以上の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、議事1の第71回船員部会の議事録の承認についてお諮ります。御手元に配付されております議事録を御確認ください。

## **各委員**

(「意義なし」)

## **宮里部会長**

異議無しということで、第71回船員部会議事録承認について、承認されたものといたします。

続きまして、議事2の「管内の雇用状況について」事務局に説明をお願いします。質問は最後に受け付けたいと思います。

## **事務局(竹之内補佐)**

平成26年9月分の管内雇用等状況等の概要を説明させていただきます。

### **●求人状況について**

新規求人数は9件でした。

前月は16件で7件増加。前年同月は4件で5件増加となっております。

月間有効求人数は27件でした。前月は33件で6件減少。前年同月は12件で15件増加となっております。

月間有効求人件数 27 件の内訳としましては、商船等 24 件、漁船 3 件となっております。月末未済求人件数は 23 件でした。

### ● 求職状況について

新規求職数は 13 人でした。前月は 5 人でしたので、8 人減少。

前年同月は、6 人で、7 人増加となっております。新規求職数の内訳としましては、商船等 9 人、漁船 4 人となっております。

月間有効求職数は 19 人でした。前月は 21 人でしたので 2 人減少。

前年同月は 21 人でしたので 2 人減少となっております。月間有効求職数 19 人の内訳としましては、商船等 15 人、漁船 4 人となっております。月末未済求職数は 16 人でした。

### ● 成立状況について

9 月は、管外に 1 件の採用が決まりました。

成立状況としましては、平水のタンカーに機関長として 60 代男性 1 人が採用されました。

### ● 求人倍率について

9 月の月間有効求人倍率は 1.42 倍でした。前月は 1.57 倍でしたので 0.15 ポイント減少。

前年同月は 0.57 倍でしたので 0.85 ポイント増加となっております。

### ● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

9 月の新規求職者 13 人のうち、離職者 10 人の退職理由としては、自己都合が 5 人、事業閉鎖が 1 人、定年・期間満了が 2 人、その他 2 人となっております。離職以外の方の 3 人の求職理由としては、就業中で転職希望が 3 人となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地については、管外が 6 人となっております。

### ● 失業等給付支給内訳について

受給者実人員は 1 名。支給延べ件数は 1 件で、基本手当支給は 80,836 円。その他の支給はありませんでしたので、総支給額は 80,836 円でした。

## 宮里部会長

ただいまの説明につきまして、質問等はございませんか。

## 儀部委員（公）

今月の成立数内訳表で、内航に 1 人となっておりますが、成立状況の説明では平水に 1 人とおっしゃった気がしましたがどちらですか。

## 事務局（竹之内補佐）

表と相違しているようですので、念の為確認します。

**宮里部会長**

平水とは、どのような区域ですか。

**事務局（竹之内補佐）**

港内や沿岸に近い場所、湾内等の穏やかな気象海象状況の区域と捉えていただければと思います。

**事務局（宇崎船舶船員課長）**

例えば、那覇港内のみを運航している船舶をイメージいただければ分かりやすいかと思います。

**宮里部会長**

わかりました。他にございますか。

**大崎委員（労）**

先程の成立状況の話ですが、求人求職内訳表の平水の欄にも数値が出てないようですが、成立の件数に入れていいんですか。この成立について説明をお願いします。

**事務局（竹之内補佐）**

調べさせていただいてよろしいですか。

**大崎委員（労）**

次回ですね。

**事務局（竹之内補佐）**

はい。

**宮里部会長**

質問ですが、要するに内航を希望した就職者が、平水のタンカーで成立する場合もありますか。

**事務局（池原）**

その様な場合もございます。

求職者は、希望の航行区域を複数選択することが可能で、全ての航行区域での求人を紹介することもできます。

**大崎委員（労）**

今回の方は就職できたので、表からいなくなつたと思いますが、求人の枠に数字が出てきています。ここが1減っていれば単純に広く募集してそれに求職者がマッチング・成立しているというのも理解はできますが。

**事務局（竹之内補佐）**

整理をして、次回回答させていただきます。

## **宮里部会長**

同数の求人、休職があったとしても、全てがすぐ成立するわけではないということですね。次回に回答をお願いします。

他に無いようでしたら、議事3の「意見交換」に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

## **大崎委員（労）**

資料に船員部会運営規則が添付されていますが、これは沖縄だけのものですか。

## **事務局（池原）**

沖縄船員部会の運営規則になります。各地方運輸局でもほとんど同じ内容と思われます。

## **辻委員（労）**

全日本海員組合関連の紹介です。

11月4日から7日に東京で、第75回定期大会が開催されます。

本年1月には、尖閣諸島を含む南西諸島地域の離島防衛を想定した、防衛大臣の「機動展開構想」という、船員の徴用に繋がるような報道がされたりしておりますけれども、平和な海を希求する活動や船員部会でも議論されております船員不足に対する取組等、当組合の今後1年間の活動方針を決める大会が行われます。

大会での意見や方針が決まりましたら、船員部会でも紹介させていただければと思います。

## **宮里部会長**

他に無いようでしたら、事務局から報告事項があるようすでお願ひします。

## **事務局（竹之内補佐）**

前回の船員部会で、8月の新規求職者5人及びそれ以外の求職者は、全て基本手当の支給対象者に該当しないのかという質問について、回答させていただきます。

8月の新規求職者については、離職票を持って受給資格の手続を行う意志が無いまま求職に来られた方と考えられます。

それ以外の求職者については、受給資格者であるが、再就職や受給制限、管外へ移管した方となり、結果的に8月は受給給付基本手当がゼロとなっております。

基本手当の対象にならなかった理由としては、求職者のさまざまな事情等がございます。例えば、前職の雇用保険の加入期間に満たない方、自己都合で退職され給付制限がかかっている方、受給期間が満了されている方など理由がいろいろございます。また、受給資格手続き後にハローワークからの紹介で船員の求職に来られたり、再就職先が決定しているが、より好条件の求人がないかと見にこられる方もいらっしゃいます。

また、定年退職・雇用期間満了された求職者1人については、求職後すぐに県内で再就職されており、受給資格の手続きを行う意志がないまま求

職に来られたものと考えております。

### **大崎委員（労）**

ハローワークに求職票を提出して、ハローワークで基本手当をもらっている方も総合事務局に求職票を提出できるということですか。

### **事務局（竹之内補佐）**

提出できます。

### **大崎委員（労）**

ダブって求職することも、いわゆる求職活動という形にはなり、海上も陸上も別個で探すこともできる。基本手当についてはハローワークのほうでやっているということですね。

今回こここの金額云々のところは、総合事務局が携わっている部分の金額だけが記載されているわけですね。

それと先ほどから言われている離職票がないから、基本手当が出ずに入る。

退職して基本手当がもらえるかもしれない方が、もし離職票を持って来なかつた場合、そのときに辞めた理由が自己都合であろうが、何であろうが、受給資格を得ている人が基本手当、いわゆる失業保険みたいな形で知らなかつたら、一言言葉を添えていただいて、離職票の取り方ぐらいは教えてあげてもいいんじゃないかなと思います。口添えしていただいたほうが、御本人の生活の面もちょっとは少しほは助かるということも思うんで、ぜひそこら辺のアドバイスをしていただければと思います。

辞めた理由云々ということは、後は受給資格が全部達しているのに離職票がないから手続ができないというのであれば、今さっき言われている離職票1本でそういう判断をされているのではなく、離職票という言葉 자체が余り世間一般的な言葉じゃないんで、やっぱり専門用語だと思うんです。

そこはぜひアドバイスをしていただいて、受給資格があるのであれば基本手当がもらえるような手助けもしていただいたらありがたいと思いますのでよろしくお願ひします。

### **宮里部会長**

今の意見を踏まえ、事務局としても今後に活かしていただきたいと思います。

それでは、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

### **事務局（池原）**

次回11月の船員部会のお知らせです。11月は日程調整を行いまして11月19日水曜日となっております。会場が5階この会議室で13時30分、いつもより30分早い開催でございます。

なお、その船員部会の終了後、引き続き14時15分から海上旅客運送業の最低賃金審議部会、15時15分から内航鋼船運航業の最低賃金部会を順次開催する予定です。参考までに最後のページに11月と12月の船員部会の開催日程をつけておりますので御確認ください。

各最低賃金専門部会に指名された委員の皆様には、後日改めて文書でご

案内ますので、よろしくお願ひします。

**部会長**

それでは、本日の部会は以上で終了します。